

会則変更（案）

1. 第4章 第7条（役員任期）の表現改訂

【変更の趣旨】

総会は毎年6月中旬を目途に開催されているが、学校行事等との調整により開催日が一定ではない。その状況を踏まえ、任期を1年としつつもその範囲を明確に示すため、実態に合わせて「当年度総会から次年度総会まで」と補足する表現に明確化し任期の解釈に関する誤解や混乱を防ぐことを目的とする。

■ 現行

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

■ 改訂案

第7条 役員任期は1年（当年度総会から次年度総会まで）とする。ただし再任は妨げない。

2. 第7章の章題の表現改訂

【変更の趣旨】

第7章の章題は現在「経費」となっているが、章内の条文では会計処理（第11条）、会費の額（第12条）、会計年度（第13条）、弔慰に関する支出規定（第14条）といった会計全般に関わる内容を扱っている。これらは経費（支出）に限定されず、収入、年度区分、会計処理など幅広い領域を含み、「経費」という語の一般的な意味と一致していない。そのため、章題を実態に即した「会計」へ整理するものである。

■ 現行

第7章 経 費

■ 改訂案

第7章 会 計